

上場有価証券等書面（外国金融商品市場を含む）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

手数料等諸費用について

- 上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙「二浪証券の手数料一覧」に記載の売買手数料をいただきます。
- 上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- 外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します（※2）。
- 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」(※3)）といいますが、)の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- 上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回るることによって損失が生じるおそれがあります。
- 上場有価証券等のうち、新興市場の上場有価証券等は、他の上場有価証券等と比べて収益基盤が確立されていなかったり、財務体質が脆弱である場合があります。また企業規模が小さく、流通する株式数が少ないため、お客様が希望するタイミングでの売買が困難となる場合もあります。
- 上場有価証券等のうち、外貨建ての場合、もしくは外貨建てではない場合であっても裏付け資産が為替の影響を受ける場合において、為替が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。

上場有価証券等のお取引はクーリング・オフの対象になりません

- ・ 上場有価証券等のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・ 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 上場有価証券等の売出し

上場有価証券等に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 上場有価証券等の譲渡による所得は、原則として株式等の譲渡所得となります。なお、確定申告することにより、他の株式等の譲渡損益との損益通算が可能となります。また、その年に控除しきれない損失については、翌年以降 3 年間にわたり、確定申告することで繰越控除制度の対象とすることができます。
- ・ 上場有価証券等の配当による所得は、原則として、配当所得となります。
- ・ お客様の納税手続きを簡易にするための特定口座という制度がご利用できます。
- ・ 上記はあくまでも租税の概要であり制度の変更やお客様の資産及び所得の内容もしくは配偶者の所得の内容次第では、取扱いが異なる場合や不利となる場合もありますので十分ご注意ください。詳細については必ず税務署や税理士等の専門家に確認した上でご判断ください。

※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラント等、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

※2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※4 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書と同様の性質を有するものを含みます。

当社の概要

商号等	二浪証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長（金商）第 6 号
本店所在地	〒790-0004 愛媛県松山市大街道二丁目 6-1		
加入協会	日本証券業協会		
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター		
資本金	1 億円		
主な事業	第一種金融商品取引業		
設立年月	昭和 19 年 9 月 1 日		
連絡先	089-941-5191		